

## 別表六（二十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が令和7年改正前の措置法（4において「令和7年旧措置法」といいます。）第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
  - (1) 別表六(七)「6」、「7」、「11」、「12」又は「16」の要件のいずれかに該当する場合
  - (2) 措置法第42条の4第19項第7号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は同項第9号に規定する農業協同組合等に該当する場合
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 4 「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額11」及び「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額13」の各欄は、令和7年旧措置法第42条の12の6第2項第1号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した同条第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備のうち同号に規定する特定基地局用認定設備に係る額の合計額を記載します。